

資料 7 - 1

令和4年(2022年)6月29日(水)
第7回市民参加推進審議会

第6回 八王子市市民参加推進審議会（第7期） 会議録

会 議 名	第6回 八王子市市民参加推進審議会（第7期）	
日 時	令和4年（2022年）4月27日（水）午後6時30分～午後8時30分	
場 所	生涯学習センター（クリエイトホール）11階 第7学習室	
出席者氏名	委 員	小林勉委員、山本薫子委員、井出勲委員、岡崎理香委員、田中泰慶委員、繁野遥香委員、星原徳之委員
	説 明 者	—
	事 務 局	渡邊和樹（広聴課長）、宮野努（広聴課主査）、実森将人（広聴課主任）
	そ の 他 市側出席者	古川由美子（総合経営部長）、小俣英一（子ども家庭部青少年若者課長）
欠 席 者 氏 名	山田真実委員	
議 題	1. 諮問事項「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 (1) 配布資料を基に意見聴取	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	—	
傍 聴 人 の 数	1名	
配 付 資 料 名	資料6-1：第5回八王子市市民参加推進審議会（第7期）会議録 資料6-2：第5回八王子市市民参加推進審議会まとめ 資料6-3：令和2年度（2020年度）市民参加実施事業実態調査まとめ 資料6-4：市民参加実施事業並びに条例第6条該当事業に関する実態調査まとめ	
議 事 内 容	次ページ以降のとおり	

【議事内容】

開会

- 小林会長
- ・第6回市民参加推進審議会を開催する。
 - ・本日は半数以上の出席があるため会議は成立する。
 - ・傍聴を希望される方はいるか。

(事務局確認、傍聴者1名。小林会長、傍聴を許可。傍聴者入室。)

- 小林会長
- ・では「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論に入る。

1. 諮問事項「市民参加の運用状況の検証について」の議論

(1) 第5回審議会の論点整理

- 小林会長
- 【市民参加を促進するための現状、課題、方策について】

- ・副会長から「39歳以下のカテゴリー」の資料に基づき説明をいただいた。

【審議内容】

<参加予備群からの参加を促す工夫>

- ・人として成長したことを実感してもらうには、デジタルがメインではなく、人が集まり、顔を合わせることが重要である。
- ・一般市民は、市民参加をイメージすることが難しく、何かよいことをやらないといけないという気持ちになりがちである。気づいたら市民参加をしていたという環境づくりが大切である。

<企業・団体からの協力>

- ・企業への意識啓発、特にアワード制度を用意することで、いろんな触発も起こる。

<情報発信の変革>

- ・若者はビジュアル的なものから興味を持っていくので、目で可視化できる工夫が必要である。

<参加経験者へのアプローチ>

- ・学校でPTA活動している人はボランティア精神がある。せっかく市との連携性が子どもの卒業とともに途絶えてはもったいない。持続的につながって行けるようなアプローチができるとよい。

<参加を誘導することへの注意点>

- ・参加、参加と言うと、同調圧力を感じてしまう人も少なからずおり、市民には参加しない権利もあるので、動員にならないような雰囲気づくりも必要である。
- ・インセンティブを目的にしたり、面白そうということでボランティアに参加する人には、一定程度、継続できない人がいる。参加には覚悟も必要である。

(2) 配付資料を基に議論

- 小林会長
- ・「市民参加条例の運用状況についての検証」を今回と次回で審議する。
 - ・今回は、市民参加条例、パブリックコメント手続ガイドライン、広報・ホームページでの周知、令和2年度(2020年度)市民参加実施事業実態調査に関するまとめを事務局から説明してもらい、その後、皆様からご意見を伺う。

- 事務局
- ・「市民参加条例の運用状況の検証」を審議していただくにあたり、1つ目は、八王子市市民参加条例、2つ目は、八王子市パブリックコメント手続ガイドライン、3つ

目は、八王子市の広報やホームページでのパブリックコメント手続の周知例、4つ目は、令和2年度市民参加実施事業実態調査まとめについて説明する。

【市民参加条例】

- ・市民参加条例第11条第2項には、推進審議会が市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議するとある。その内容は、「この条例の運用に関すること」、「新たな市民参加の方法に関すること」、「前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項」であり、「この条例の運用に関すること」が今回の諮問事項である。
- ・条例には、目的、市や市民の責務、参加方法、計画などの立案過程などでの市民参加、参加方法ごとの説明が記載されている。
- ・条例の前文には、「市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が市政に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民が互いに信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。」とある。
- ・第2条の参加対象の市民だが、「市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」が対象者となっている。また、市民参加については「政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわること」としている。
- ・第3条の市の責務では、「市民参加を基本とした市政運営を行う。」「市民参加しやすい環境を整備する。」「市政情報を市民にわかりやすく、積極的に公表・提供し、市民への説明責任を果たす。」ことを規定している。
- ・第4条の市民の責務では、「責任と自覚をもって市民参加するよう努める。」「市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努める。」と規定している。
- ・第5条では、パブリックコメント手続、審議会等、市民会議、ワークショップ、公聴会、説明会の開催、アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動という市民参加の方法（6つの方法）を規定している。
- ・第6条、第7条。立案過程、実施、評価過程での市民参加として、計画、条例等の案の立案過程で、適切な市民参加の方法を、効果的に行うと規定している。
- ・第8条。市民参加方法のうちパブリックコメント手続の実施方法として、実施するときは、対象とする事案、施策案を作成した趣旨、目的、背景、施策案の要旨、必要な資料の公表を義務付けている。
意見の提出期間は30日以上で、意見の提出を求める事案の内容により適切に定めるとしている。
提出された意見の検討を終了したときは、速やかに、提出された意見の内容、検討結果とその理由を公開するとしている。
- ・第10条。その他の参加方法として、政策の立案、実施、評価の一連の過程で、市民参加の6つの方法以外により効果的な参加方法がある場合には積極的に用いると規定しており、以上が条例の内容である。

【パブリックコメントガイドライン】

- ・次に、市民参加の6つの方法のうち「パブリックコメント手続」の実施の流れについて説明する。
- ・ガイドラインには、パブリックコメント手続の実施の判断について記載がある。

- 市民の多様な価値観を市政に反映させ、まちづくりを進め、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たし、市民と市の信頼関係の構築し、多くの市民に市政に参加してもらい市民力・地域力を高めるために市民参加が必要であるとしている。
- ・市民参加は、立案過程、実施過程、評価過程で実施するとしている。
 - ・市民参加の方法としては、「パブリックコメント手続」等の6つの方法に関する特徴を説明している。
 - ・市民参加の方法の選択と組み合わせとして、条例で定めている「より適切なものを効果的に行う」には、何のために市民に参加してもらうのか、提出された意見はどうか、市民参加の目的と効果を明確にすることが必要である。また、参加してほしい市民を地域、年代、職業など、具体的にイメージした上で、市民参加の実施方法を選択し、どのように周知すれば情報が届き、参加しやすい場所、時間を検討したり、計画や条例等をつくる上で、市民参加を実施することは必須であり、全体スケジュールをつくった上で、市民参加の実施時期や方法を考える必要があるとしている。
 - ・パブリックコメント手続実施の手順としては、募集時期や募集期間は、意見を検討する期間を確保し、意見募集期間は最低 30 日としている。
事前の実施予告として、市民の関心を喚起し、興味あるパブリックコメントがいつ実施されるかわかるよう、半期ごとに実施予定を広聴課で周知している。
 - ・市役所内での会議への付議や議会への報告として、計画・条例等の素案が完成した際には、市役所内の会議や市議会に報告することとしている。
 - ・市民へ公表することは、パブリックコメントで意見募集する案件、案を作成した趣旨、目的、背景、案の要旨と募集方法や意見記載用紙としている。また、素案の量が多い場合には概要版を作成し見やすくしたり、視覚障害者への配慮への記載がある。
 - ・実施段階での周知として、多くの市民の目に触れる、意見をもらいたい市民にパブリックコメント内容が届く周知方法をとることが大切であるとしている。
 - ・公表資料の配置として、基本的な配置場所は担当課、本庁市政資料室、図書館、市民部事務所、市民センターとし、パブリックコメントの内容によっては、意見をもらいたい市民の目に触れやすい場所への配置を検討することとしている。
 - ・ホームページへの掲載事項は、所管課のページには、パブリックコメントを実施する素案、意見書、募集期間、提出方法、閲覧場所を掲載するほか、市民が意見の検討のために、素案ができるまでの議論の経過がわかるとよいとしている。さらに、広聴課のパブリックコメントのページとのリンク掛けや、SNSを活用した発信をすることとしている。
 - ・パブリックコメント実施期間中には、市民の関心を喚起するために、中間で寄せられた意見を公開することとしている。
 - ・結果の公表として、提出された意見の検討が終了したら、提出意見の内容、検討結果と理由を公表するとしている。また、実現が難しい意見に対しても、「参考とさせていただきます」で終わらせずに、意見を受けとめてもらえた、出してよかった、と思ってもらえる配慮が必要であるとしている。

【周知方法】

- ・次に、広報での周知についてだが、広報4月1日号では上半期分、10月1日号では

下半期分のパブリックコメント手続予定を掲載している。

この半期ごとの周知は、以前の審議会で、パブリックコメントという言葉が浸透していない、わかりやすい周知をしてほしいという意見を受け、平成 27 年から開始している。

- ・また、所管がパブリックコメント手続を実施する際には、実施前に広報で内容等を周知している。
- ・また、市のホームページでも、パブリックコメント手続を実施しているもの、今後実施する予定のもの、実施を終了したものについて掲載している。そして、パブリックコメント手続の実施期間の中間点では、寄せられている意見を公表し意見を出しやすくしている。
- ・パブリックコメント手続に関する所管からの相談や上半期、下半期の実施予定や、パブリックコメント手続等のホームページなど、市民参加の基となる部分を広聴課で担い、広報掲載記事や所管ごとのホームページ作成は実施所管が担っている。

【令和 2 年度市民参加実施事業実態調査】

- ・次に、「令和 2 年度市民参加実施事業実態調査」について説明する。
まず、資料 6 - 3 だが、実態調査は前年度の実施状況を翌年度の 5 ~ 6 月ごろに所管宛に調査しており、令和 3 年度の調査並びにまとめができていないため、令和 2 年度分での説明となる。
- ・調査の概要には、調査の期間、方法、対象、市民参加実施所管数と、部別の実施状況を標記している。都市戦略部を例に説明すると、室課の数は 3 つで、そのうちの 1 つの課で市民参加事業を実施している。課には事業が複数あるが、2 つの事業で市民参加を行い、実施方法も 2 であり、2 つの事業で 2 つの市民参加方法を実施したこととなる。したがって、1 つの事業で 1 つの市民参加の方法を実施したこととなる。
次の「実施件数（調査票 B）②」の「1」は、予算措置した事業ではないが市民参加を実施したものが 1 つあったというもの。
これらを集計したものが、下欄の「合計」で、その下には 3 か年の状況を標記している。
- ・次ページには、市民参加条例第 6 条に該当する市民参加は 27 の事業で実施し、実施しなかった事業はなかった。実施した方法は 377 で審議会等やアンケート調査が多い状況である。「その他」は、ボランティアなど広い意味での市民参加の数である。
- ・次に、資料 6 - 4 の構成だが、左から「通し番号」「部の名前」「課の名前」「その課の業務内容」「実施した事業名とその後ろに【】書きで実施した方法、パブリックコメントであれば【パ】、審議会等であれば【審】というように標記している。その右側には、左側に記載されていた内容のうち、市民参加条例第 6 条に該当する事業を記載している。
資料 6 - 3 次ページ上段「1」に記載されている「R 2」の 27 件が資料 6 - 4 の「市民参加条例第 6 条に該当する事業の数」であり、資料 6 - 3 次ページ下段「2」の市民参加の方法数 377 件は、資料 6 - 4 「市民参加実施事業」欄の【パ、審、市】等の数を合計したものになる。

【市民参加条例第 6 条該当事業】

- ・次に、資料 6 - 4 の「市民参加条例第 6 条該当事業」について説明する。

- ・都市戦略部都市戦略課では、「八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会」「市民参加型ブランドメッセージの普及啓発」の2件が市民参加条例第6条の市民参加事業で、市民参加の方法は審議会やブランドメッセージ普及のためのインタビューを実施している。
- ・未来デザイン室では、「長期ビジョンの策定」で、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント、審議会など複数の方法を取り入れ、「実施にあたり工夫したこと」として19校の高校へのアンケート依頼や、2次元コードによりアンケートへのアクセスをよくしたり、小中学生にはギガスクール構想で配布した端末を利用したウェブアンケートの実施、ワークショップではコロナ禍でもありZOOMの活用など複数の方法を利用していた。
- ・市民活動推進部男女共同参画課では、「八王子市男女共同参画施策推進会議」と「(仮称)八王子市男女共同参画推進条例制定検討会」で、財務部契約課では、「八王子市入札契約制度検討会」と「八王子市入札監理評議会」で審議会の方法を利用している。
- ・生活安全部防犯課では、「八王子市再犯防止推進計画の策定」で、アンケート、審議会、パブリックコメントを実施し、パブリックコメントでの工夫点として「専門的な用語が多いので素案の巻末に用語解説を掲載している。「課題」として、専門性の高い分野のパブリックコメントでは興味を持ってもらえる工夫をしないと意見がもらえないとの記載がある。
- ・市民部消費生活センターでは、「八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画の策定」で、審議会とアンケート調査を実施し、「課題」として、対面での参加ができない場合にもオンライン参加ができる機材を含めた仕組みが必要であるとしている。
- ・福祉部高齢者いきいき課では、「高齢者計画・第8期介護保険事業計画の策定」と「八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」で、アンケート、審議会、パブリックコメントを実施し、分析の精度に影響するためのアンケート調査の回収率の向上が「課題」としている。
- ・福祉部介護保険課では、「令和3年度～5年度の保険料決定（第8期介護保険事業計画による）」で、審議会の方法を取り、コロナ禍での審議会への対面参加が「課題」とされている。
- ・障害者福祉課では、「障害者計画・障害者福祉計画・障害児童福祉計画策定」で、アンケート、審議会、パブリックコメントを実施し、アンケートやパブリックコメント実施の際にルビをつける工夫をしている。また、「参加方法の組み合わせやスケジュールでの工夫」としてアンケート結果を踏まえた計画策定議論が可能となるよう、計画策定の前年度に実施したり、パブリックコメント結果を踏まえ素案の修正ができるようパブリックコメント時期の設定をしている。また、パブリックコメントの結果として市への要望的な意見が多かったという「課題」もあった。
- ・健康部健康政策課では、「第3期八王子市食育推進計画の策定」で、審議会、アンケート、パブリックコメントを実施し、「実施にあたり工夫したこと」としてアンケート調査では、無作為抽出以外に子育て中の保護者、中高大学生対象に実施し幅広い層の意識等を把握したが、コロナ禍であったためイベントが中止となりオープンハウスによる聞き取り調査ができなかったことが課題としている。

- ・生活衛生課では「公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の改正に係る事業者からの意見聴取」と「(仮称) 動物愛護センターの整備」でアンケートや審議会を実施し、子ども家庭部児童青少年課では、「若者総合相談窓口開設・運營業務委託事業者選定に関する評価会議」で、拠点整備部市街地整備課では、「旭町・明神町地区周辺まちづくり構想改定」で審議会を実施している。
- ・まちなみ整備部住宅政策課では、「八王子市住宅マスタープランの策定」「市営住宅団地の共用部分に係る光熱水費の共益費化について」「空き家等対策計画の策定」でアンケート、審議会、パブリックコメントを実施し、課題としてウェブ開催したくても開催者側も参加者側も設備等が十分でないことが挙げられている。
- ・まちなみ景観課では、「(仮称) 八王子駅周辺地区屋外広告物地域ルール」の策定」でワークショップ、審議会を実施し、意見交換会も実施予定である。若い世代を含めた幅広い層を対象に参加方法を工夫したが、コロナ禍で思うように進捗しなかったことで、対面、オンラインのハイブリッド化への環境整備が課題として挙げられている。
- ・学校教育部施設管理課では、「八王子市立第二小学校・第四中学校改築事業」で審議会、説明会、聞き取り調査を実施し、課題としては、検討内容が多岐であり参加者の立場や考え方も多岐にわたっているため、意見集約が難しいことが挙げられている。
- ・保健給食課では「給食センターの整備」で説明会を実施し、参加のしやすさのため平日と休日に実施したが、コロナ禍での対面での意見聴取機会が作りづらいことが挙げられている。
- ・生涯学習スポーツ部学習支援課では、「生涯学習センタービル大規模改修」でアンケート、意見交換会を実施し、意見交換会はコロナ禍ということもあり書面開催になった。
- ・文化財課では、「歴史文化基本構想及び文化財保存活用地域計画の作成」でパブリックコメント、審議会を実施し、また、中央図書館では「第4次読書のまち八王子推進計画」で審議会を実施したが、参加者が多様なためコロナ感染対策への配慮が課題とされている。

小林会長
田中委員

- ・事務局からの説明に質問、意見はあるか。
- ・パブリックコメント手続については、おおよそ理解している。その上で、実施には概要版が必要だと思っている。特に素案が分厚いものである場合には、概要版で素案のどこのページの内容であるか記載することで、素案の興味ある項目の場所がわかりやすくなると思う。まずは概要版を見てもらい関心があるところは素案で仔細を見てもらえるようにするとよい。

渡邊課長

- ・ボリュームがある素案はなかなか手に取ってもらえないので、概要版は必要である。同時に、紙の概要等を YouTube 等で配信するなどの取り組みも始まるのではないかと考えている。

会長

- ・本編としての素案の索引的なものとしての概要版が必要との意見である。また、市民が広く、容易に、理解を深められるような方法も必要になってくる。

岡崎委員

- ・周知が一番重要で、いかに市民の目に触れるかだと思う。しかし、自分自身も興味があってパブリックコメントを書こうと思っても、素案を読むということが億劫になり日延べになることもある。例えば、市では「市長と語る」という催事があるが、

これと同じように地域に分かれてパブリックコメントの概要を説明してもらえると耳から入ってきてよいと思う。一歩進んで、YouTube 等でいつでも好きな時間に動画として見ることができればなおよい。これにより、目で見て、耳で聞いて、内容が理解できて、イメージしやすくなる。

- 会長
- ・少しずつだが、審議会で議論されたことを実施してもらっている。しかし、市民とのギャップがあることは確かであり、少しずつギャップも埋まっていくことが望ましい。
- 井出委員
- ・条例やガイドラインに沿って行政がしっかり取り組んでいることがわかった。ただ、第5回までの審議会では市民参加を広く捉え議論をしてきたので、実態調査の内容は条例に基づき実施した市民参加であり実務的な感はある。しかし、行政としてやるべきことなので、しっかりやっていると感じた。また、計画をつくる際のアセスメントというか、ニーズをとらえることも行政の大事な仕事のひとつで、そこがどういう手法だったのかがわかりづらかった。
 - アンケート調査やパブリックコメント手続という点では、私の経験になるが、Google Forms を利用した調査だと手作業で集計を行う必要がなく、全部エクセルやワードに落とし込めるので便利であった。
- 会長
- ・Google Forms を利用すると集計が楽で、また回答率が上がる。講演会では、今までは紙でアンケートを依頼し退出の際に提出してもらっていたが、Google Forms だと翌日メールでお願いしても回答してもらえ便利である。
- 星原委員
- ・Google Forms は、レポートを作成したり、何かしらの回答をする際に、回答のフォーマットがイメージできないことで回答しづらい場合に、穴埋めで回答できるのでその問題が解消される。YouTube 動画で通知する場合などにもそれを見終わったときに Google Forms のURL を案内することでアンケートに答えてもらうような、集計の連携もできるのでとてもよい。今後、LINE との連携も考えておられると思うが、LINE で通知を受け取り、動画を観て、Google Forms でアンケートに答えるという流れができるとよい。
- 岡崎委員
- ・Google Forms は選択肢があるアンケートには非常に効果的だが、パブリックコメントは、定型的な選択肢で回答ではなく自由記述であるため応用が難しい。
- 星原委員
- ・設問に対し「ポジティブ」「ネガティブ」「中間」のどれにあたるかの選択肢を設け、その集計を分類して傾向を集計するなど自由記述欄の傾向は集計できそうだが、コメント部分の詳細はどうしても確認が必要になる。
- 岡崎委員
- ・市民活動センターでも施設の満足度調査などのアンケート調査を Google Forms で実施するが、熱心な人ほど自由記述が多くまとめるのが大変であり、パブリックコメントだともっと大変だろう。
- 副会長
- ・役所ではセキュリティ的に Google Forms を利用せず、Microsoft を使っているのかもしれない。大学では授業の課題を Google Forms で集めることがあり、使いやすさは承知している。Microsoft もアンケート機能を持っているが、Google Forms はイラストを付けられたりして使い勝手がよい。一般的に利用するものと、セキュリティがしっかりしたものとで、使い分けが必要である。
 - ・アンケートやワークショップなどを様々な課で取り組んでいるが、やり方等で苦労しているようである。やり方等の技法を全職員が平均的に身につけていないのであれば、やり方に幅が生じると思った。実施方法に長けている所管もあると思うので、

- 技法の共有ができるとうい。
- 田中委員
- ・若い世代の参加という視点からすると、パブリックコメントの自由記述の前に選択肢として 39 歳以下か以上か、男性か女性かをわかるようようにしないと若い世代が参加してくれたのかわからない。
- 渡邊課長
- ・ニーズの把握ということでは、どの階層の人がどんな考えを持っているのかを把握するにはよいと思う。
- 田中委員
- ・パブリックコメントを提出する人の手間を少しでも省けるよう、性別や年代くらいは選択肢にして、意見の記入欄があるとよい。
- 渡邊課長
- ・パブリックコメント手続では、提出者の名前、住所と意見の記載欄を設けている。年代欄はないが、どの地区のどなたからの意見かは把握できる。
 - ・アンケート調査では、市は Microsoft Forms を使用しており、選択肢と文字数は限られるものの自由記述ができるが、セキュリティ上の問題で、個人情報を入力しないよう注意している。
- 繁野委員
- ・パブリックコメントを提出する人は、熱意がある人だと思う。私自身、分野には興味があってもパブリックコメントまで書くほどではない。わざわざ調べて、素案を読んで、書くことはハードルが高い。ちゃんと研究しないと提出しないほうがよいかなどという敷居の高さがあり、広くパブリックコメントの意見を集約するのであれば、誰でも書いてよいというところがもっと前面に打ち出されるとよい。また、パブリックコメントを募集している分野には興味はあるが、専門用語が多く、調べるのに時間がかかってしまうので、用語解説はセットであるとよい。
- 副会長
- ・抽象的な印象になるが、わかりやすくしていくことはよいことだが、同時に、それによるマイナス面、見落してしまうことも確認しつつ、YouTube や Twitter などを使っていくことが大事である。今は、単純化して、わかりやすく伝える、一瞬で理解したいということが普及している。反面、そのことで深く思考をしなくなったり、考えなくなってしまうと広い意味で市にとっても市民にとっても、プラスにはならない。市民参加への入口としての敷居を低くはするが、わからなかったら自分で調べて、関心を持ってもらい、市民にとって広い意味での自覚につながるとよい。
- 会長
- ・情報には「早い情報と遅い情報」があることを学生に話すことがある。今の時代は、情報がパッと伝わり早い。ある先生が若い頃タイでずっとト鉢のお坊さんに付き、何年も付いてはじめて見えてくるということがあったという話をされていた。この情報の伝わり方は遅いものになる。現代はとかく IT が進化し、学生は容易に検索し表面的な内容であればすぐに調べることができる。しかし、それだけでは世の中、済まないということをいかに伝えるか。これは教育機関以外の市役所での市民との協働という部分でも同じだと思う。一方で非常にアンビバレントではあるが、市民参加がこれだけ言われてきた背景には、公共では遅い情報を扱っているから市民に言ったところでわからないよ、というお役所姿勢が問題視された経緯があったと思う。一元的に計ることは難しいが、バランスが大切だと思う。
- 会長
- ・ほかにご意見はありますか、ないようでしたら時間も迫ってきましてので、今日の意見のまとめに入ります。
 - ・まず、厚い素案等の情報には目を通しにくく、早い情報として伝わりやすくするには、動画 (YouTube や SNS) や概要版で伝えることは避けて通れない課題。そして、早い情報としての概要版を見やすくし、素案である遅い情報を確認したいときの連

携性が大切。また、概要版をただ作成するのではなく、早い情報として伝わる作り方でなければ意味がない。例えば、アマゾンでは社内会議の資料はA4で1ページで作成しているようだ。パワーポイントを使用してしまうとなんとなく画面が展開し分かった気分になり、生煮えの企画でもそれが透けて見えてこない。だからA4サイズ1枚にエッセンスを全て落とし込ませた上、会議もはかどるようである。さらによい企画のものは、次に6ページで作成させるようである。この1ページの考え方は、本日の審議会での早く伝える、多くの人にリーチすることにつながる。次に、市民参加への敷居をいかに低くするか。市民参加をやっているのはわかるが、ニーズなどをどうとらえているか。市民参加条例第6条該当の市民参加は、実務的でつまらないと感じる部分があるとのことご意見もあった。

また、市民参加の方法を実施するにしても、その方法を実施する職員の技量も大切で、ワークショップでのコーディネートは技量により全然変わってしまう。市民参加を実施しただけではなく、コーディネートスキルをトレーニングすることも大切である。

次に、アンケート回収率の悪さが課題としてあった。GoogleやMicrosoftにはアンケートフォームがあり、IT技術は進化しているので、いかに活用して実施するかが大切になる。本来、全職員がノウハウに精通して実施できればよいが、業務に忙殺され、ままならないことも考えられるので、専門職を任用する方法もある。

最後に、早い情報を容易に簡易に届けることに足場を置きすぎると、こぼれ落ちてしまうものもある。早い情報であっても見過ごすことができない、そこにしっかり見据えていかないといけない。

(3) 次回以降の議論の内容

- 小林会長
- ・ 次回は、資料6-4の市民参加条例第6条の実施所管を呼び、ヒアリングを行う予定である。
 - ・ ヒアリングしたい所管はあるか。
 - ・ 多くの市民参加の方法を実施している未来デザイン室と若者との連携を図っているまちなみ景観課を候補としたい。

2. その他・事務連絡

- 小林会長
- ・ その他事務連絡について、事務局より説明を願う。
(事務局より次回日程説明。)

- 小林会長
- ・ 次回は6月29日(水)の午後6時30分から本日より同じ会場で開催する予定。日程については改めて通知する。
 - ・ 以上で、本審議会を終了する。

閉会